

31条1項

締結国は子どもが休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション活動を行う権利、ならびに文化的な生活および芸術に自由に参加する権利を認める



「『あほみたいにあそぶ』は、とてもとても面白い」。11月上旬、模造紙で張られたメッセージを見ながら階段を上っていくと、名古屋市緑児童館（同市緑区）にたどり着いた。掲げたのは館長の塚本岳

国連による「世界子どもの日」制定から20日で70年。国連総会で「子どもの権利条約」が採択されたのも35年前のこの日だ。日本の条約批准から30年たつが、児童虐待やいじめの認知件数は増え続けている。子どもが健やかに成長するために大人ができることは、2回にわたり考える。（加藤祥子）

子どもの権利条約批准30年

上 居場所の役割

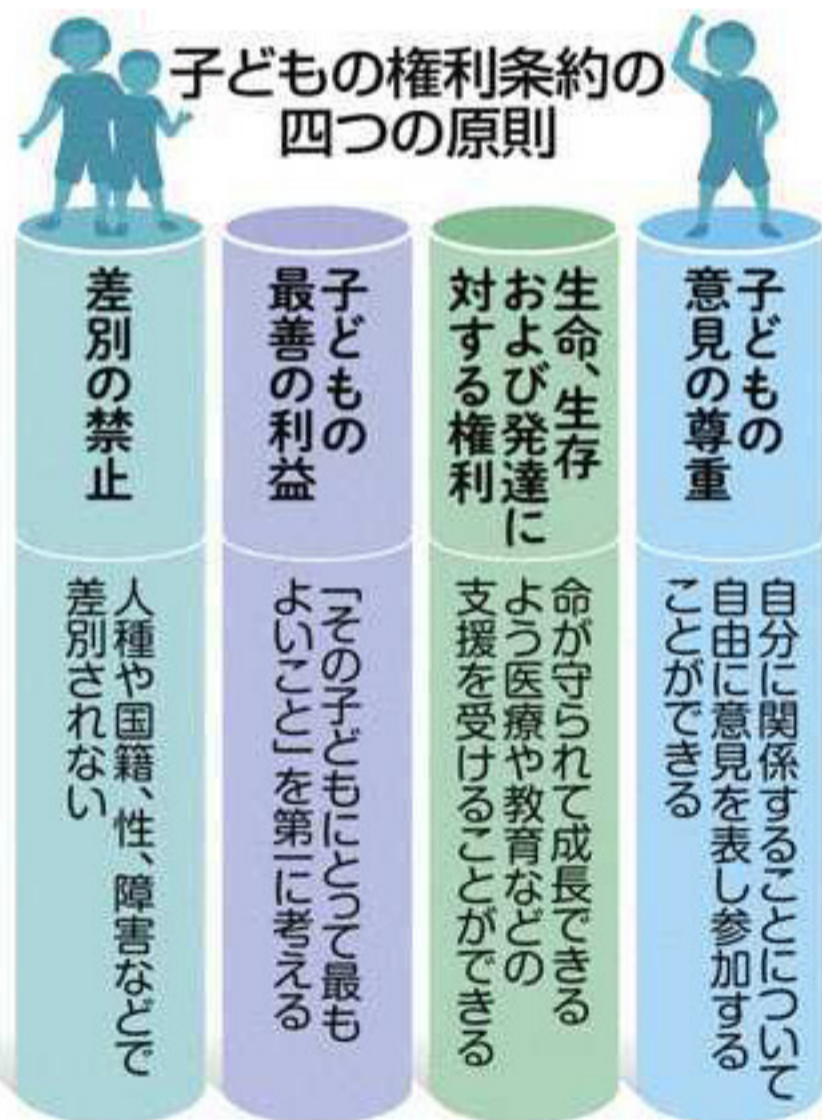
さん（50）。きっかけは6年前に東京都であった5歳児の虐待死事件だ。「あそぶってあほみたいだからやめるので、もうぜったい、ぜったいやらないからね」との保護者への反省文があったと報じられた。「衝撃だった。子どもは遊んで育つのに」。権利条約では、遊びと休息の権利（31条1項）が定められている。

館内で楽しむ中学生の男女7人は1時間近くドッジボールやバレーボールに夢中。以前、集合住宅の前でキャッチボールをして大人に怒鳴られたという男子生徒は「ここなら怒られない」と息を弾ませた。

愛知県内の小学4年、高野千良さんはバスケットボールや一輪車で思いっきり遊び、疲れたら漫画を読み、ベンチでは寝転ぶ。「自由なのがいい」。館の使用ルールは特に設けられていないが、月に1回の「こども会議」で皆が使いやすいよう話し合う。

◇ ◇
今月上旬、地域イベントを控えた京都市の修徳児童

遊ぶ自由 守らなければ



館。出店希望の子どもが併設の学童保育所で段ボール工作などに励んでいた。スタッフは必要に応じて手助けする。館長で「全国児童厚生員研究協議会」の会長でもある木戸玲子さん（62）は「どうしたらできるか、子どもたちが考えられるよ



児童館のホールで、バレーボールを楽しむ中学生たち。カーテンの陰には輪に加わらない子も＝名古屋市で

原則＝図＝のうち「生命、生存および発達に対する権利」には、これら施設で育まれる文化的、社会的な発達も含まれ、「意見の尊重」は、言葉にならない気持ちを遊びの中で職員ら大人が酌むことも指す。

また、親などによる虐待からの保護（19条）も役割の一つ。心身の発達が阻まれるほど厳しい習い事などが当てはまる「あらゆる形態の搾取」から保護（36条）することもできる。

安部教授は親子を縦、友達を横の関係と捉え「児童館の大人はナナメの関係でいることが大事」と助言する。保護者との橋渡しや子どもの挑戦に適切な手助けをすることが一例だ。

「うに」と願う。以前、学童に通うのをやめたいという高学年の児童に相談され、保護者との交渉にも付き添った。自立を支えるのも役割だと考える。原点は20年以上前、大津市の児童館での経験だ。満足に食事を取れていなかったり、たたかれた痕があったりする子どもの声を受け止め、できる限り寄り添

った。児童相談所とも連携するが「児童館は遊ぶ場所というだけでなく、自分で選択できる場所、子どもを守る場所でもある」とはいえ、スタッフともども、子どもとどう関わるかを試行錯誤する日々。悩んだ時に立ち返るのは「それって子どもにとって、どうなん？」という視点だ。 下は27日に掲載予定

日本では昨年、子どもの権利条約の精神にのっとった「こども基本法」が施行された。だが、遊びの権利は盛り込まれていない。子どもの権利に詳しい工学院大の安部芳絵教授は「遊びは子どもに主導権がある。児童館や学童保育では、遊びを通して小さな成功体験を積み上げたり、問題を解決できたりする」とこれらの施設の必要性を説く。

条約の土台となる四つの

「ナナメ」の関係大切に